

議員提出議案第 1 号

三朝町議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定について

次のとおり三朝町議会の議員の報酬の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 20 日

提出者	三朝町議会議員	山 田 道 治
賛成者	三朝町議会議員	福 田 茂 樹
賛成者	三朝町議会議員	香 川 和 久
賛成者	三朝町議会議員	知久馬 二三子
賛成者	三朝町議会議員	平 井 満 博
賛成者	三朝町議会議員	遠 藤 勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	杉 原 憲 靖

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の報酬の特例に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、三朝町議会の議員（以下「議員」という。）の報酬の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員の報酬の額の特例）

第 2 条 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における議員の報酬月額、三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年三朝町条例第 19 号。以下「議員報酬条例」という。）第 1 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の算出の基礎となる報酬月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 特例期間における議員の期末手当の額は、議員報酬条例第 5 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 三朝町議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成 18 年三朝町条例第 19 号）は、廃止する。